

船舶事故調査（遊漁船第27桜井丸衝突（防砂堤））について
（経過報告）

令和3年1月21日
運輸安全委員会（海事部会）

運輸安全委員会は、令和2年2月16日、茨城県鹿島港北海浜第2船だまり北方において発生した船舶事故（遊漁船第27桜井丸衝突（防砂堤））について、令和2年2月から原因を究明するための調査を進めてきたところであるが、今後、これまでの調査で得られた情報を基に、更に事実の確認や分析を進めるとともに、原因関係者からの意見聴取を行う必要がある。したがって、本件調査については、本事故が発生した日から一年以内に調査を終えることが困難であると見込まれる状況にあることから、運輸安全委員会設置法第25条第4項の規定に基づき、以下のとおり当該調査の経過を報告する。

なお、本経過報告の調査は、船舶事故に関し、運輸安全委員会設置法に基づき、運輸安全委員会により船舶事故及び事故に伴い発生した被害の原因を究明し、事故の防止及び被害の軽減に寄与することを目的として行われているものであり、事故の責任を問うために行われているものではない。

また、本報告の内容については、今後、新しい情報や状況が判明した場合に変更することがあり得る。

1. 船舶事故の概要

遊漁船第27桜井丸（以下「本船」という。）は、船長ほか作業員1人が乗り組み、釣り客21人を乗せ、茨城県鹿島港に向けて帰港中、令和2年2月16日12時21分ごろ（通報時刻）同港北海浜第2船だまり北方の防砂堤に衝突した。

2. 調査の概要

運輸安全委員会は、令和2年2月17日、本事故の調査を担当する主管調査官ほか1人の船舶事故調査官を指名した。現時点までに現場調査（本船、防砂堤）、関係者からの口述聴取、操船に関する情報、気象及び海象に関する情報を収集した。

3. 判明している主な事実情報

（1）事故の経過

本船は、船長ほか作業員1人が乗り組み、釣り客21人を乗せ、茨城県鹿島港に向けて帰港中、令和2年2月16日12時21分ごろ同港北海浜第2船だまり北方の防砂堤に衝突した。

本船は、釣り客6人、船長及び作業員が負傷し、右舷船首部に破口等を生じた。

(2) 死傷者

負傷者 8 人

(3) 船舶の損傷等

右舷船首部に破口等

(4) 気象・海象

風向：北北東、風速：1.4 m/s、気温：12.3℃、視程：2.35 km

4. 今後の調査

本船舶事故の原因及び本船舶事故に伴い発生した被害の原因の究明並びに事故の再発防止策の検討のため、これまでの調査で得られた情報を基に、衝突した経緯など、更なる事実確認や分析のほか、最終報告書案の関係機関への意見照会等を行う必要がある。

運輸安全委員会は、引き続き、分析等によって得られた結果を踏まえて、本船舶事故の原因等調査を進める。

本船の損傷状況

